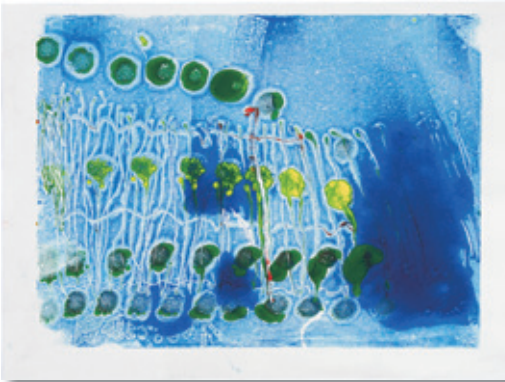
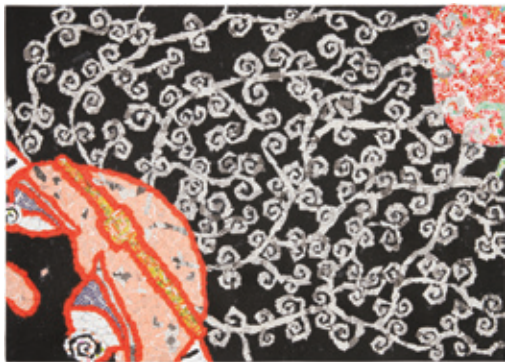


第4章（施策の方向性Ⅳ）

特別支援教育を推進する体制の整備・充実

- 1 専門性の高い教員の確保・育成
- 2 学校や区市町村に対する総合的な支援体制の充実
- 3 関係機関等との連携強化及び特別支援教育の理解促進



掲載場所	作品名	氏名	氏名 学校名・学部・学年
上段左	RED	齋藤 琉偉	都立清瀬特別支援学校中学部 2 年
上段右	ナイルワニとワニガメたち	岡本 空	都立板橋特別支援学校高等部 2 年
中段左	グルグル	綿貫 美保	都立板橋特別支援学校高等部 2 年
中段右	無題	田中 カリム	都立南大沢学園高等部 1 年
下段左	ゆらゆら てんてんてん	松井 日向	都立町田の丘学園中学部 3 年
下段右	「めぐみさん つめたくて おいしいですよ」	井上 太陽	都立東久留米特別支援学校高等部 3 年

1 専門性の高い教員の確保・育成

(1) 大学等と連携した質の高い人材の養成・確保

① 東京教師養成塾を活用した人材養成

障害のある児童・生徒等が増加傾向にあることを踏まえ、特別支援教育に関する知識と能力を備えた教員を確保していく必要があります。

このため、教員を目指す学生を養成する「東京教師養成塾(小学校コース・特別支援学校コース)」において、特別支援教育への理解を深める講座や実習等を実施し、学生の段階から特別支援教育への理解促進を図っています。

今後も特別支援教育の知識と能力を備えた人材を養成していくことが不可欠であることから、引き続き東京教師養成塾において、学生の段階から特別支援教育への理解を深める取組を実施していきます。

小学校コースでは、都立特別支援学校の参観や特別支援教育に関する講座・演習の実施により、小学校の教員を志す学生の特別支援教育への理解を深めていきます。

また、特別支援学校コースでは、特別な支援を必要とする児童・生徒等に対する様々な場面での適切な支援の方法や、障害の特性に応じた教材や指導法の工夫等について、講座・演習の実施を通じ、特別支援学校の教員を志す学生を養成していきます。

あわせて、指導主事等が教員養成系大学を訪問し、大学の関係者及び学生に対して東京教師養成塾の事業内容を説明するなどの取組を通じて、本事業への理解促進を図っていきます。

② 教員養成系大学等との連携による特別支援教育の推進

都教育委員会では、希望する教員養成系大学等へ指導主事等を派遣し、教員を目指す学生を対象に講義を実施することで、特別支援教育に関する理解啓発を図っています。

また、教員を目指す学生向けに教職の魅力や都の教育の特色、採用時点で身に付けておいてほしい力などをまとめた「東京都教職課程学生ハンドブック」において、特別支援教育に関する内容を充実させるとともに、都教育委員会ホームページにデジタルブックとして掲載し、教員養成系大学への周知を図っています。

特別支援学校教諭免許状(以下「特支免許状」という。)を取得することができる大学が増加している中、今後もこうした取組を継続していく必要があります。

このため、引き続き教員養成系大学等と連携し、指導主事等を派遣して特別支援教育の現状

や求める教師像等に関する講義を行うことで、教員を目指す学生への理解啓発を図っていきます。

③ 教員志望者を対象とした特別支援教育の魅力発信

都教育委員会は、教員志望者に向けて、教員採用ポータルサイトやSNSなどを活用した広報の展開のほか、各種イベントを実施しています。

都教育委員会の教員採用案内では、都立特別支援学校で働く現職教員のインタビュー記事を掲載し、教員を目指す方へのメッセージを発信しています。

教員志望者等に向けたイベントである「TOKYO教育Festa!」では、特別支援教育に関するパネル展示や特別支援学校のブースを設け、現職教員による業務紹介セミナーを実施しています。

また、特別支援教育に関するオンラインセミナーを開催し、「仕事内容」や「働き方」、特別支援学校の障害種別や特別支援学級との違い等について解説しています。

さらに、教員志望者や特別支援学校の教員採用選考合格者を対象とした、都立特別支援学校見学会を障害種別ごとに実施し、都立特別支援学校の現場を間近で見ることや、直接現職教員と対話することなどを通じて、都立特別支援学校の魅力を伝えています。

引き続き、教員志望者に向けて特別支援教育の魅力を発信していきます。



TOKYO教育Festa!の様子

④ 特別支援学校教諭免許状の取得等による専門性向上

ア 特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状の取得促進

教育職員免許法(以下「免許法」という。)には、特別支援学校の教員は、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭免許状(以下「幼・小・中・高の免許状」という。)及び特支免許状を有していなければならないことが規定されていますが、当分の間、幼・小・中・高の免許状を有していれば、特別支援学校の相当する各部(幼稚部・小学部・中学部・高等部)の教員になることが可能と規定されています。

都教育委員会では教員の特別支援教育の専門性を向上させる観点から、免許法認定講

習¹（特別支援学校教諭二種免許状部門）や、免許法認定通信教育²の受講費用補助により、特別支援学校教員の特支免許状の取得を促進してきました。

今後も特別支援学校教員の特支免許状の取得を促進していくため、特支免許状の免許法認定講習を夏季休業期間中等に開講し、特別支援学校教員の特支免許状の授与に必要な単位修得の機会を確保していきます。

また、特別支援学校教員が免許法認定通信教育を受講し、特支免許状を取得した場合に受講費用等を補助する取組を継続実施するほか、特支免許状取得の前段階として、取得に必要な科目の一部のみを受講し単位を修得した者についても新たに補助の対象とし、複数年計画での特支免許状取得にも対応していきます。

イ 特別支援学級担当教員の特支免許状の取得促進

免許法上、特支免許状の保有が要件となっていない都内公立学校の特別支援学級（通級による指導及び特別支援教室を含む。以下同じ。）担当教員についても、特別支援学校教員と同様の観点から特支免許状の取得を促進していますが、特別支援学級担当教員の特支免許状保有率は必ずしも増えていません。

特別支援学級に在籍する児童・生徒数が増加している中、特別支援学級担当教員の専門性の確保は、都内公立学校における特別支援教育の充実に関わる課題となっています。

このことから、今後も都内公立学校の特別支援学級担当教員の特支免許状の取得に必要な単位修得の機会を確保するため、免許法認定講習（特別支援学校教諭二種免許状部門）を夏季休業期間中等に開講していきます。

また、令和3年度から開始した、特別支援学級担当教員が免許法認定通信教育を受講し、特支免許状を取得した場合に受講費用等を補助する取組を継続していきます。

さらに、特支免許状取得の前段階として、取得に必要な科目の一部のみを受講し単位を修得した者に対して補助を行う取組について、これまで、知的障害特別支援学級の担当教員が知的障害に関する科目を修得した場合や、特別支援教室の担当教員が発達障害に関する科目を修得した場合において対象としていましたが、今後はすべての特別支援学級の担当教員・受講科目（特支免許状取得に必要な科目に限る。）に対象を拡大し、実施してい

¹ 一定の教員免許状を有する現職教員が上位の免許状や他の種類の免許状を取得するために必要な単位の修得と教員の資質向上を目的として、都教育委員会が文部科学大臣の認定を受けて開設する講習

² 一定の教員免許状を有する現職教員が上位の免許状や他の種類の免許状を取得しようとする場合に、大学の教職課程によらずに必要な単位を修得するために、大学等が文部科学大臣の認定を受けて開設している通信教育

きます。

ウ 通常の学級の教員の発達障害に関する理解促進

発達障害の可能性のある児童・生徒は、通常の学級を含め全ての学校・学年・学級に在籍しているものと考えられることを踏まえ、全ての教員の発達障害に関する理解や基本的な知識など、その資質をより高める取組の充実が必要です。

このため、通常の学級を含めた都内公立学校の全ての教員が、発達障害教育に関する基本的な知識を習得し、理解することができるよう、免許法認定通信教育の発達障害に関する科目を受講し、単位を修得した者に対して受講費用等を補助することで、その修得を推進し、通常の学級を含めた都内公立学校の教員全体への支援に取り組んでいます。

(2) 教員の柔軟な配置

① 特別支援学校教諭免許状保有者の積極的な活用等

都教育委員会では、区市町村教育委員会が特支免許状を保有している教員を積極的に特別支援学級担当教員として配置し、その専門性を有効に活用していくことができるよう、人事配置等を通じて支援してきました。

また、特別支援教育に必要な資質と能力をもった教員を確保するため、都内公立学校の教員を対象とした小・中学校の特別支援学級担当教員の公募人事を実施しています。

今後も小・中学校の特別支援学級は増加が見込まれていることから、特支免許状を保有する教員や専門性の高い教員を、積極的に特別支援学級担当教員として配置していくことが求められます。

このため、こうした教員を区市町村教育委員会が積極的に特別支援学級へ配置し、その専門性を有効に活用できるよう、人事配置等を通じて引き続き支援していきます。

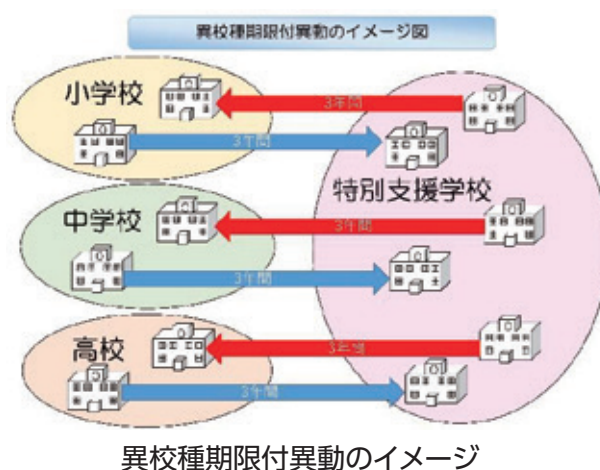
また、特別支援教育に関わる教員の公募による異動の仕組みを継続することで、区市町村教育委員会の人事構想に沿った、特別支援教育に関する意欲や専門性の高い教員の特別支援学級への配置を実現していきます。

② 異校種期限付異動による教員の専門性向上

現在、都教育委員会では、異なる学校種別で勤務し、多様な経験を積んだ専門性の高い教員の確保やその育成、活用を図る観点から、小・中学校及び都立高校等と都立特別支援学校との間において3年間の異校種期限付異動を実施し、教員の特別支援教育に関する専門性を高める取組を行っています。

今後もこうした異校種間での人事異動を一層促進する中で、異動期間中に得られた知識や経験を、異動前の学校や区市町村教育委員会により実効的に波及させていくためには、期限付異動期間中の更なる意図的・計画的な人材育成が必要です。

そこで、小・中学校及び都立高校等の教員が都立特別支援学校へ3年間の期限付きで異動し、



障害の特性に応じたきめ細かい指導を経験することで、小・中学校及び都立高校等に戻った後は、地域の特別支援教育を推進する役割を担う人材となるよう育成していきます。

また、都立特別支援学校の教員は、小・中学校及び都立高校等に3年間の期限付きで異動し、校内でのOJTや研修会を実施することなどにより、異動先に在籍している教員の特別支援教育への理解を促進し、指導力を向上させる役割を担います。

加えて、小・中学校及び都立高校等における集団指導や教科指導の経験を通じて、特別な支援を必要とする児童・生徒が抱える困難さへの理解を深めることができます。期限付きで異動した教員が都立特別支援学校に戻った後は、都立特別支援学校におけるセンター的機能の充実に寄与する人材となるよう育成していきます。

教員の公募、異校種への異動、異動先から戻った後の成果還元という異校種期限付異動の一連の流れを区市町村教育委員会と連携してより計画的に進めるために、「育成ガイドライン」を活用し、人材育成を推進していきます。

③ 異校種人事ネットワークの構築

都教育委員会では、都立特別支援学校と小・中学校及び都立高校等との間において3年間の異校種期限付異動を実施し、教員の特別支援教育に関する専門性を高める取組を行っています。

この取組をより一層効果のあるものにするために、都立特別支援学校から小・中学校に異動している教員が、配属先の学校や地域において特別支援教育の理解促進や指導力向上にその専門性を十分発揮することができるよう、好事例を共有する連絡会や研修を実施するネットワークを構築するとともに、特別支援学校のセンター的機能との連携を強化し、地区における取組を支援します。

また、小・中学校から特別支援学校に期限付きで異動し、障害の特性に応じたきめ細かい指導を経験した教員が、小・中学校へ戻った後に地域の特別支援教育を推進する役割を担う人材となるよう、異動期間終了前及び終了後にネットワークの連絡会に参加し、小・中学校に配属されている特別支援学校教員や特別支援学校のセンター的機能との連携体制を構築します。

こうした取組により、小・中学校において専門性を発揮する教員を支援するとともに、適切な就学への支援に必要な情報や知識を提供できる仕組みを整備するなど、区市町村の特



連絡会の様子

別支援教育の推進を図っていきます。

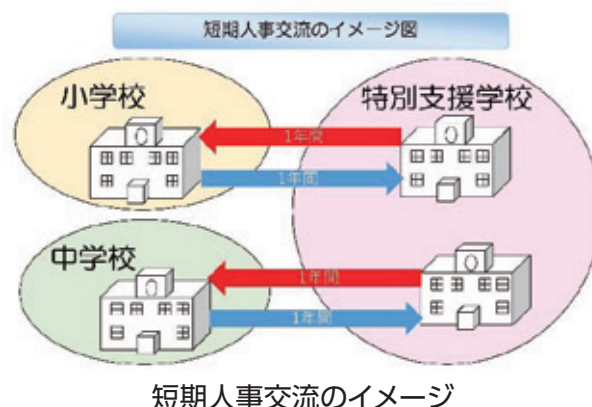
④ 短期人事交流による教員の専門性向上

小・中学校の特別支援学級を担当する教員には、特別支援教育に関する専門性がより求められます。短期間であっても都立特別支援学校での実務を経験し、障害特性や一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援や指導を行うことは、特別支援教育の本質を理解する貴重な機会となります。

また、都立特別支援学校で身に付けた専門性や実践力などを小・中学校の特別支援学級において発揮することにより、指導力の組織的な向上が期待されます。

一方、都立特別支援学校の教員は、特別支援学校における指導の中では、集団に対する学習指導や生活指導に関する専門性が養われにくい一面があります。短期間であっても小・中学校での実務を経験し、多数の様々な児童・生徒に対する状況に応じた学習指導や生活指導、保護者対応を行うことは、専門性を広げる貴重な機会となります。小・中学校において身に付けた知識や経験を都立特別支援学校において活用することで、より小・中学校の実情を踏まえた適切な支援ができるようになり、特別支援学校のセンタースタッフの機能が期待されます。

こうしたことから、小・中学校の特別支援学級担当教員と都立特別支援学校教員を1年間の期限付きで相互に派遣する短期人事交流をモデル実施しています。学校全体の教員の特別支援教育の専門性向上や、都立特別支援学校と小・中学校との連携を推進することなどについて、効果を検証していきます。



⑤ 特別支援学級中核教員の認定

小・中学校の特別支援学級では、年度末の学級数の増減に伴い、指導経験豊かな教員が人事異動により転出し、結果として指導経験の少ない教員の割合が大きくなる傾向にあります。

都教育委員会では、特別支援学級での担任の経験等を踏まえた高い専門性を有し、特別支援教育に熱意のある教員を安定的に特別支援学級の中核に据えることで組織体制を強化します。

具体的には、特別支援学級での勤務経験や一定の専門性を有する教員を「特別支援学級中核

教員」]として認定し、特別支援学級の運営を充実させるとともに、校内の特別支援学級担当教員の育成を図っていきます。

あわせて、人事異動において、区市町村教育委員会と連携しながら、認定された教員を地域や学校の実情に応じ、適切かつ計画的に配置することで、特別支援学級の指導の質の維持・向上を図っていきます。

(3) 専門性の向上に向けた研修等の充実

① 全ての学校における特別支援教育に関する研修の充実

教員一人ひとりが特別支援教育の理念や現状を理解し、特別な支援を必要とする児童・生徒等に対する指導力の向上を図ることができるよう、東京都教職員研修センターにおいて特別支援教育に関する研修を充実してきました。

また、同センターでは、授業力向上を目指す学校を対象に授業づくりの支援のための資料提供を行っています。

今後も特別な支援を必要とする児童・生徒等に対する教員一人ひとりの指導力の向上を図るため、特別支援教育に関する研修を更に充実していく必要があります。

ア 特別支援教育コーディネーター研修の充実

全ての学校に配置されている特別支援教育コーディネーターは、関係者間の調整を図りながら具体的な支援策を実行できる能力を備えることが求められます。

このため、特別支援教育コーディネーターに指名された教員が、学校内の特別支援教育を推進する中心的な役割を果たしていくことができるよう、引き続き特別支援教育コーディネーター研修を実施し、資質能力の向上を図っていきます。

また、ベーシックやアドバンストなど、内容別に選択できる講座を設定するとともに、動画配信等を用いた研修を実施する等、研修内容の充実や受講機会の拡大を図り、全ての学校の特別支援教育コーディネーターに研修の受講を促していきます。

イ 職層や経験に応じた研修の充実

全ての学校において特別支援教育を充実させるためには、全ての教員が特別支援教育に関する理解を深める必要があります。このため、現在も職層研修や経験年数に応じた必修研修において、各校種の教員を対象に特別支援教育に関する様々な研修を展開しています。

今後も、職層研修や経験年数に応じた必修研修を計画的に実施するとともに、最新の動向等を踏まえた内容とするなど、特別支援教育に係る研修の更なる充実を図っていきます。

中堅教諭等に対する研修では、発達障害への理解や対応についての研修の実施や、研修動画等の内容の工夫のほか、協議の時間を設け、校種の異なる教員による混合グループを

編成して、特別な配慮や支援を必要とする児童・生徒への対応について学び合うことで、障害への理解と対応力の向上を図ります。

また、若手教員に対する研修では、都立高校等の初任者を対象に、通級による指導の体制及び発達障害に対する理解を深める内容を実施するなど、研修内容の充実を図ります。

ウ 教員の専門性を高める研修の充実

特別支援教育に関する専門性を高める研修として、「特別支援教育リーダー養成研修(コーディネーター向け、特別支援教室・高等学校通級指導担当教員向け、特別支援学級担当教員向け)」、特別支援教育に関する「専門性向上研修」や「東京教師道場(特別支援教育担当教員向け)」を開講しています。

今後もこうした特別支援教育に関する専門性の向上を図る研修を実施するとともに、より多くの教員の特別支援教育に関する素養や専門性を高めるため、更なる研修内容の充実を図る必要があります。

このことから、「東京教師道場」では、児童・生徒の実態に応じた授業改善をより一層促進させるため、授業研究等を通して、特別支援教育を専門とする受講者の専門性の向上を図ることに加え、全ての受講者を対象に特別支援教育に関する講義を実施し、理解の推進を図っています。

また、「特別支援教室・高等学校通級指導担当教員研修」は、小・中学校の特別支援教室で経験を重ねた教員が増えた一方で、都立高校等の通級による指導を初めて担当する教員が多いことを踏まえた研修内容の充実が求められることから、校種や経験により教員がキャリアや自身のニーズに応じて内容を選択して受講することができるようになっています。

これまで、「特別支援学級担当教員研修」では、知的障害特別支援学級や自閉症・情緒障害特別支援学級等の障害種別に応じた研修を実施してきました。今後は、初めて特別支援学級を担当する教員が多いことを踏まえた研修内容の充実が求められることから、障害種別や経験に応じた研修を展開していきます。

② 特別支援教育に関する指導経験を踏まえた教員の専門性向上

全ての学校において、特別支援教育をより良く推進していくためには、より多くの教員が特別支援教育に関する経験を積み、専門性を高めていくことも重要です。都教育委員会では、これまでも特別支援学校と異校種間での「異校種期限付異動」や「短期人事交流」を積極的に実施する

とともに、令和5年2月に改訂した「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」では、新たに特別な配慮や支援を必要とする子供への対応に関して各職層に求められる素養等について、基準を示しました。

引き続き、教員の特別支援教育に関する経験に基づく専門性の向上に努めるとともに、各教員の経験を、人事異動や校長の人事構想に反映し、より一層の人材育成を進めるための方策を検討します。

③ 指導教諭を活用した教員全体の専門性向上

校種や教科ごとに任用される指導教諭³は、模範授業等を通じて他校の教科代表者等の教員に自らの指導技術を普及させています。それを受けて、模範授業等に参加した教員は、学んだ指導技術を校内OJT等で他の教員に広めています。この指導教諭については、任用者数を増やすとともに、模範授業等へ参加できる校種を拡大し、都内公立学校全体における特別支援教育の指導力を高めてきました。

今後も指導教諭のより一層の活用を図り、教員の特別支援教育に関する専門性を高めていく必要があります。

このため、指導教諭の模範授業等には、教科代表者に加え、特別支援教育コーディネーターをはじめとした、各校で特別支援教育を推進する立場にある教員等も参加できるよう、参加対象範囲を拡充していきます。

このことにより、特別支援教育に関する専門性の高い教員による校内OJT等を各校が行い、教員全体の特別支援教育に対する理解を深めることを促して、教員全体の一層の専門性・指導力の向上を実現していきます。

④ センターの機能を活用した小・中学校教員の専門性向上

【再掲：第2章-1-(1)③ p.73】

⑤ 島しょ地域の教員の専門性向上への支援

島しょ地域においても、全ての学校で特別支援教育に関する教員の専門性を高め、特別支援教育の充実を図っていく必要があります。その一方、島しょ地域は学校の規模が小さく、教員数

³ 児童・生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う職（学校教育法第37条第10項）

が少ないため、校内で特別支援教育に特化した研修を実施することが難しい状況があります。

こうした島しょ地域特有の事情を踏まえ、特別支援教育専門の指導主事が毎年度、島しょ地域を訪問し、特別支援教育に関する研修や教員同士の協議、教材の提供等を行っています。このような取組を継続して、島しょ地域の全ての小・中学校及び都立高校において、教員の特別支援教育に関する専門性の向上を図る機会を確保していきます。

特別支援教育専門の指導主事が島しょ地域の指導主事と連携を取り、年間計画を策定した上で訪問し、島しょ地域の全ての小・中学校及び都立高校を対象に特別支援教育に関する研修を行うなど、島しょ地域のニーズに応じた組織的な支援を引き続き展開していきます。

⑥ 区市町村教育委員会の特別支援教育担当指導主事及び特別支援学級設置校管理職の専門性向上への支援

区市町村教育委員会では、教員の特別支援教育に関する専門性を高めるため、特別支援教育担当指導主事が中心となり、小・中学校の教員を対象とした研修等を実施していますが、特別支援学校や特別支援学級での勤務経験がない指導主事もいることから、都教育委員会では専門性の向上に向けた支援を行っています。

また、特別支援学級を設置する小・中学校の管理職に対しては、都教育委員会が教育課程の編成などについて支援を行っています。

引き続き区市町村教育委員会の特別支援教育担当指導主事を支援するため、「特別支援教育担当指導主事等連絡協議会」を開催し、施策の説明や周知、協議や意見交換を行い、区市町村教育委員会の担当指導主事の専門性の向上を図ります。

また、特別支援学級を設置する小・中学校の管理職が、校内の特別支援学級担当教員への指導・助言を適切に行うことができるよう「特別支援学級等教育課程講習会」を引き続き開催し、特別支援教育に関する理解を深めるための支援を行います。

年次計画

	個別事業	第二次実施計画	第三次実施計画		
		令和4～6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
(1) 大学等と連携した質の高い人材の養成・確保	① 東京教師養成熟を活用した人材養成	教師養成指定校や区市町村教育委員会等と連携した講座等の工夫改善	教師養成指定校や区市町村教育委員会等と連携した講座等の工夫改善		
	② 教員養成系大学等との連携による特別支援教育の推進	教員を目指す学生への理解啓発、情報提供	教員を目指す学生への理解啓発、情報提供		
	③ 教員志望者を対象とした特別支援教育の魅力発信	教員志望者向けイベントにおける特別支援教育に関する魅力発信	TOKYO教育Festa! や学校見学会等において特別支援教育に関する情報を発信		
	④ 特別支援学校教諭免許状の取得等による専門性の向上				
	ア 特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状の取得促進	認定講習等による免許状の取得促進	・認定講習等による、免許状の取得促進 ・認定通信教育の受講費用等の補助による、免許状取得に必要な単位の修得促進		
	イ 特別支援学級担当教員の特別支援学校教諭免許状の取得促進	・認定講習等による免許状の取得促進 ・認定通信教育の受講費用等の補助による知的障害・発達障害に関する単位修得の促進	・認定講習等による、免許状の取得促進 ・認定通信教育の受講費用等の補助による、免許状取得に必要な単位の修得促進		
	ウ 通常の学級の教員の発達障害に関する理解促進	認定通信教育の受講費用等の補助による発達障害に関する単位修得の促進	認定通信教育の受講費用等の補助による、発達障害に関する単位修得の促進		
(2) 教員の柔軟な配置	① 特別支援学校教諭免許状保有者の積極的な活用等	・特別支援学級への特支免許状保有者の配置支援 ・特別支援学級等公募人事の実施	・特別支援学級への特支免許状保有者の配置支援 ・特別支援学級等公募人事の実施		
	② 異校種期限付異動による教員の専門性の向上	・異校種期限付異動の実施 ・「育成ガイドライン」による計画的な人材育成の推進	・異校種期限付異動の実施 ・「育成ガイドライン」の活用		
	③ 異校種人事ネットワークの構築	(新規事業) 令和6年度から異校種期限付異動教員間及びエリア・ネットワークセンター校等とのネットワークを構築し教員の専門性向上を支援 ・全体連絡会の実施 ・異動前教員連絡会の実施 ・自主研修等の実施を支援	異校種期限付異動の教員間及びエリア・ネットワークセンター校とのネットワークを構築し、教員の専門性向上を支援 ・全体連絡会の実施 ・異動前教員連絡会の実施 ・自主研修等の実施を支援		
	④ 短期人事交流による教員の専門性向上	・短期人事交流のモデル実施 ・状況把握、成果検証	・短期人事交流のモデル実施 ・状況把握、成果検証	・短期人事交流の実施	
	⑤ 特別支援学級中核教員の認定	特別支援学級中核教員の認定と配置	特別支援学級中核教員の認定と配置		

年次計画

取組分野	個別事業	第二次実施計画		第三次実施計画	
		令和4～6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
(3) 専門性の向上に向けた研修等の充実	① 全ての学校における特別支援教育に関する研修の充実				
	ア 特別支援教育コーディネーター研修の充実	・特別支援教育コーディネーター研修の実施 ・選択できる講座の設定・動画配信	・特別支援教育コーディネーター研修の実施 ・選択できる講座の設定・動画配信		
	イ 職層や経験に応じた研修の充実	・職層や経験年数に応じた必修研修の実施 ・研修動画等の内容の工夫、混合グループでの実施 ・通級による指導及び発達障害への理解促進	・職層や経験年数に応じた必修研修の実施 ・研修動画等の内容の工夫、混合グループでの実施 ・通級による指導及び発達障害への理解促進		
	ウ 教員の専門性を高める研修の充実	・専門性向上研修の実施 ・東京教師道場の実施 ・(特別支援教室・高等学校通級指導担当教員研修)講座内容の充実 ・(特別支援学級担当教員研修)講座内容及び障害種別に応じた研修の充実	・専門性向上研修の実施 ・東京教師道場の実施 ・(特別支援教室・高等学校通級指導担当教員研修)講座内容の充実 ・(特別支援学級担当教員研修)講座内容及び障害種別に応じた研修の充実		
	② 特別支援教育に関する指導経験を踏まえた教員の専門性向上	(新規事業)	・指導経験を人事構想に結び付ける方策の検討 ・制度への反映	制度の実施	
	③ 指導教諭を活用した教員全体の専門性向上	模範授業等の実施と参加対象範囲の拡充	模範授業等の実施と参加対象範囲の拡充		
	④ センターの機能を活用した小・中学校教員の専門性向上	センターの機能を活用した支援 ・視覚障害・聴覚障害特別支援学校への通級による指導 ・センターの機能専門による小・中学校への巡回	センターの機能を活用した支援 ・視覚障害・聴覚障害特別支援学校への通級による指導 ・センターの機能専門による小・中学校への巡回		
	⑤ 島しょ地域の教員の専門性向上への支援	・島しょ地域研修支援事業による専門性の向上 ・特別支援教育担当指導主事等による研修の実施 ・校内研修に加え、可能な限り、教員の個別相談にも対応	・島しょ地域研修支援事業による専門性の向上 ・特別支援教育担当指導主事等による研修の実施 ・校内研修に加え、可能な限り、教員の個別相談にも対応		
	⑥ 区市町村教育委員会の特別支援教育担当指導主事及び特別支援学級設置校管理職の専門性向上への支援	・連絡協議会の開催による支援 ・教育課程講習会の開催による支援	・連絡協議会の開催による支援 ・教育課程講習会の開催による支援		

2 学校や区市町村に対する総合的な支援体制の充実

(1) 特別支援教育の充実に向けた学校経営力の向上

① 学校における働き方改革の推進に向けた取組

都教育委員会は、教員の長時間勤務を改善し、教員一人ひとりの心身の健康保持と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の維持向上を図るため、平成30年2月に「学校における働き方改革推進プラン」を策定し、外部人材の活用やデジタル化等に取り組んできました。

こうした取組の結果、東京都公立学校の教員の時間外勤務の状況は改善傾向にあるものの、依然として長時間勤務の教員が多い状況にあります。

このような状況の中、都教育委員会は、令和5年度から令和8年度までの4年間に、集中的に取り組むべき具体的な対策を取りまとめた「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」を令和6年3月に策定し、学校における働き方改革を更に加速させています。

令和7年度については、業務負担の大きい副校長の業務を補佐する人材の配置拡充や、各校の状況に応じ業務改革を支援するためコンサルタントを活用する事業などに取り組めます。こうした様々な取組により、教職員の働き方改革の推進を図っていきます。



② 特別支援学校における学校経営計画等の策定

都立特別支援学校では、都立学校の自律的改革の促進と、教育サービスの質的向上を図ることを目的に、学校の教育活動の組織目標となる「学校経営計画」を策定し、1年間の教育活動の成果や目標の達成度等について学校評価を行い、経営報告を行っています。

また、学校運営における「評価・改善」の機能を担うために、保護者や地域の方々との意見交換を行う場として学校運営連絡協議会を設置し、都立学校の継続的改善に向けた取組を行っています。

こうした取組を通じて、教育内容の質的向上に向けた取組を組織的に推進していきます。

③ 東京都学校経営支援センターによる支援

都教育委員会では、都立学校のより一層充実した学校経営と教育活動を支援するため、東京都学校経営支援センターを設置しています。

同センターは日常的な学校経営支援や教育活動支援、予算の執行管理支援のほか、各種事業の実施に当たり、都立学校を迅速かつ適切に支援していく上で、重要な機能を担ってきました。

今後も都立学校における特別支援教育を推進するため、同センターによる継続的な支援を行います。

具体的には、定期的な学校経営訪問による校長の学校経営支援、随時訪問による教育活動への助言・支援や、学習活動における幼児・児童・生徒の個に応じた合理的配慮の提供への助言・支援を行っていきます。

また、授業及び組織的な取組の好事例、先進的な取組について、定期的にメール等で学校に情報発信して紹介するとともに、都立特別支援学校と都立高校等の教員間の相互授業参観の機会を設けるなど、教職員の理解を促進していきます。

(2) 特別支援教育に関する多様な支援機能の充実

① 特別支援学校のセンター的機能を生かした地域等への支援

ア 小・中学校等への支援

都立特別支援学校は、区市町村教育委員会、幼稚園や保育所、小・中学校等からの要請に基づく巡回相談や、研修会への講師派遣、医療的ケアに関する支援、乳幼児早期相談、副籍制度等による交流及び共同学習など、様々な形でセンター的機能の発揮に努めています。その中では、地域全体で障害のある児童・生徒への理解を深めるとともに、特別支援教育に携わる教職員の専門的資質の向上を図ることを目的として、教員や地域住民等を対象とした研修も実施しています。

都教育委員会は、センター的機能による障害のある児童・生徒等のライフステージに応じた適切な支援を目的として、都立特別支援学校と地域の小・中学校等との日常的な学校間連携や、各地域における教育、保健、医療、福祉、労働等の各分野の連携により、地域性と専門性を兼ね備えたシステムとしての「エリア・ネットワーク」⁴の整備を図ってきました。「エリア・ネットワーク」を有効に機能させるための拠点となる学校として、知的障害特別支援学校（小学部・中学部設置校）をセンター校に指定し、各分野の関係機関と情報共有を行うなど、地域との連携強化に取り組んでいます。

加えて、令和5年度から、発達障害等のある児童・生徒への効果的な支援方法等を検証するための発達障害教育支援モデル事業を実施しています。

今後も、センター的機能の活用についてホームページ等により周知を図り、都立特別支援学校が有するノウハウを活用した助言や支援を行うとともに、通常の学級に在籍しながら通級による指導を受ける児童・生徒が大きく増加しているなど、小・中学校での特別支援教育の重要性が高まる中で、支援のニーズについて調査・分析を行い、センター的機能の充実を図っていきます。

イ 都立学校発達障害教育推進エリアネットワークの整備

【再掲：第2章-2-(2)② p.84】

⁴ 各区市町村を基礎的な単位として教育、保健、医療、福祉、労働等の関係機関等が相互に密接な連携を図り、互いの機能を有効に活用するネットワーク

② 都教育委員会の指導主事等の派遣による支援

都教育委員会では、区市町村教育委員会や都内公立学校等からの申請を受けて、東京都教職員研修センター等から指導主事等を派遣し、課題解決を図る「都教委訪問」事業を実施し、特別支援教育に携わる教員等への助言などを通じ、支援をしてきました。

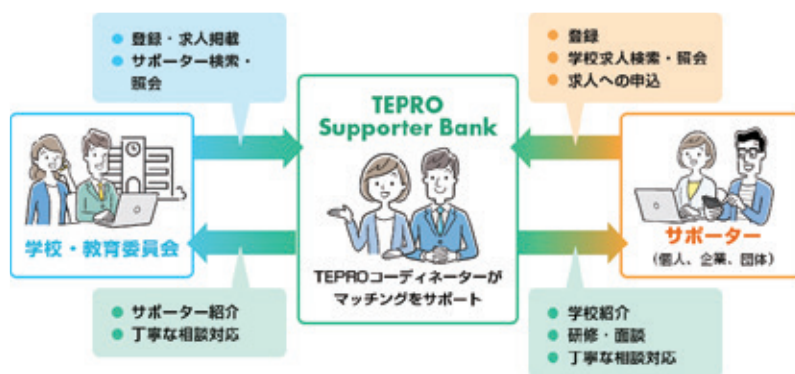
今後も区市町村教育委員会や都内公立学校における特別支援教育に関する諸課題を解決していくために、引き続き「都教委訪問」事業を実施し、教員等へ効果的な指導・助言を行っていきます。「都教委訪問」事業の実施に当たっては、教員等に対する授業への指導・支援に加え、特別支援教育の校内支援体制の構築に資する訪問研修や汎用性のある資料提供などにより、内容の一層の充実を図っていきます。

③ 東京都教育支援機構(TEPRO)による学校への多角的な支援

公益財団法人 東京都教育支援機構(以下「TEPRO」という。)は、都教育委員会が、令和元年7月に設立した、都内公立学校を多角的に支援する全国初の団体です。

TEPROでは今後も、特別支援教育に携わる教職員の負担軽減と教育の質の向上の両立を図るため、学校での活動に意欲のあるサポーターと都内公立学校を結び付ける「TEPRO Supporter Bank(ティープロ サポーター バンク)」について、各種広報活動の展開により個人や企業、団体等のサポーター登録者の拡大を図るとともに、特別支援教育に関する研修の実施を通じたサポーターの資質向上に取り組むなど、区市町村教育委員会や都内公立学校における一層の活用を促進していきます。

また、サポーターによる学校支援活動の好事例等を都内公立学校へ広く周知するなど、学校へのアプローチを強化しつつ、学校のニーズに即した登録者を確保することで、学校とサポーターとのマッチングの一層の推進に取り組んでいきます。



公益財団法人東京都教育支援機構ホームページより

④ 合理的配慮の適切な提供に向けた支援

ア 合理的配慮の提供事例の収集及び発信

全ての学びの場で、障害のある児童・生徒等の能力等を最大限に伸ばしていくためには、児童・生徒等や保護者等の申出に応じて、合理的配慮の提供を適切に行っていく必要があります。

このため、都教育委員会では日々の学校生活の中で配慮すべき事項や、学校生活全般における対応の具体例等を提示するとともに、様々な障害の特性について説明する「障害者差別解消法ハンドブック」を発行し、都立学校で適切な対応が行われるよう徹底を図っています。

今後もこの「障害者差別解消法ハンドブック」について、都立学校及び区市町村立学校へ周知を図るとともに、実際の合理的配慮の提供事例を収集・蓄積し、広く学校へ発信することで、学校現場における合理的配慮が適切に行われるよう支援していきます。

イ 小・中学校における合理的配慮の適切な提供のための環境整備

小・中学校において合理的配慮を適切に提供していくための、環境整備の重要性が一層高まっています。

このため、区市町村教育委員会が、連携支援コーディネーター⁵の配置による医療・保健・福祉・労働等の関係機関とのネットワークの構築や、医療的ケアを実施するための看護師等の配置による環境整備を進められるよう、都教育委員会は、文部科学省の教育支援体制整備事業費補助金の活用を促してきました。

また、都教育委員会では、小・中学校における医療的ケア実施体制の充実のため、夏季休業日等に医療的ケアに関する研修を開催し、小・中学校の教員等の参加を募ってきました。

都教育委員会は、引き続き教育支援体制整備事業費補助金について周知を図り、積極的な活用の促進や、医療的ケアに関する研修への小・中学校教員等の参加の受入れ、活用事例等についての必要な情報提供など、区市町村教育委員会による小・中学校の合理的配慮の適切な提供のための環境整備を促進していきます。

⁵ 区市町村教育委員会が医療・保健・福祉・労働などの関係機関等との相互連携の下で、広域的な地域支援のための有機的なネットワークを形成するに当たり必要に応じて配置する、関係機関等との適切な連携を支援するコーディネーター

⑤ 発達障害教育に関する教員等への支援

都教育委員会では、発達障害に関する教職員の資質能力の向上や教育相談機能の充実を図るため、区市町村教育委員会や都立学校等からの要請に応じ、東京都教育相談センターから心理職や指導主事等を各校に派遣し、研修や事例検討会を実施してきました。

また、不登校の児童・生徒について、発達障害の有無にかかわらず、都教育委員会の「自立支援チーム」と同センターの心理職が連携を図り、一人ひとりの発達等の状況に応じた心理面のサポートを継続的に行ってきました。

今後も、同センターにおいて、区市町村教育委員会や都立学校等の要請に応じて発達障害に関する研修や事例検討会を実施するとともに、当センターが主催する連携会議や教育相談担当者連絡会、ホームページ等で事業の周知を行い、学校や教職員等の教育相談に関わる資質能力の向上や校内における教育相談機能の支援を図っていきます。

また、都教育委員会に設置している不登校・中途退学未然防止対応を行う「自立支援チーム」と同センターが連携を図り、発達障害の可能性があると考えられる児童・生徒も含めた不登校の児童・生徒への心理的なサポートも引き続き行っていきます。

⑥ 教員による特別支援教育に係る研究活動の活性化

都教育委員会は、教員が組織する学校教育に関する研究団体による研究の成果を普及し、都の全ての教員が共有できるようにするため、「東京都教育委員会研究推進団体支援事業」を実施しています。

この事業では、対象となっている研究推進団体に対して、研究会等への指導主事等の派遣、東京都教職員研修センターのWEBページにおける研究会等の紹介、研究成果の普及のための経費等の支援を行っています。

研究推進団体の中には特別支援教育に関する研究を行う団体も多くあり、これらの団体に所属する教員の自主的な研究活動の活性化は、教員の指導力の向上や特別支援教育の充実などにつながることから、引き続き研究推進団体を支援し、教員の自主的な研究活動を促進するとともに、その研究成果について都全体に普及させていきます。

(3) 特別支援教育に関する就学相談、教育相談等の機能の充実

① 就学相談の機能充実

ア 専門家チームの柔軟な活用

障害のある児童・生徒等や様々な教育的支援を必要とする児童・生徒等の増加に伴い、区市町村教育委員会における就学相談⁶の件数は年々増加し、また相談内容も多様化・複雑化しています。

こうしたことから、都教育委員会では、平成29年度に専門的な知見に基づく助言を行うことができる「専門家チーム」⁷を設置し、区市町村教育委員会における就学相談の合意形成を支援しています。

区市町村教育委員会が設置する就学支援委員会⁸において、就学先の決定が保護者の意見と一致していない事例は、専門家チームを設置する前の平成28年度の8.3%から令和5年度は5.5%と低減しており、就学時のみならず、進級時などの機会を捉えた学びの場の柔軟な見直しのための転学の促進等も含め、今後も専門家チームの一層の活用を図っていきます。

イ 就学相談担当者講習会の充実

就学相談の件数が増加し、相談内容が多様化・複雑化している状況にあつて、就学相談を円滑に進めていくためには、区市町村教育委員会の就学相談担当者の専門性の向上を図ることが重要です。このため、東京都特別支援教育推進室において、就学相談担当者講習会や対応事例検討会、情報交換会を開催し、就学相談担当者の専門性向上を支援してきました。

一方、区市町村教育委員会の就学相談担当者は人事異動等により、初めて就学相談に携わることも多いことから、今後も講習会等の一層の充実を図る必要があります。

このため、引き続き就学相談担当者講習会等において、文部科学省が令和3年6月に作

⁶ 就学相談は、障害のある児童・生徒等が、その障害の状態や程度に応じた最も適切な就学先を決定していくために、教育委員会と保護者が行う相談のことであり、義務教育段階の相談の実施主体は区市町村教育委員会である。

⁷ 区市町村教育委員会における就学相談の過程で、保護者との合意形成を円滑に図れるよう支援するため、都教育委員会が設置しているチームのこと。区市町村教育委員会の要請に応じて、都教育委員会として、弁護士、医師、臨床心理士、療育機関職員、社会福祉士、学識経験者、保護者代表、教育関係者等の、専門的な知見に基づく助言を行うことができる体制を整備している。

⁸ 就学先の決定を行う区市町村教育委員会は、就学先となる学校や学びの場の検討に当たり、教育学、医学、心理学等の専門家の意見を聴取することが必要であり、これらの専門家が参加して多角的、客観的に検討を行う場として就学支援委員会（教育支援委員会等の名称を用いることもある。）を設置している。

成した「障害のある子供の教育支援の手引」の内容を踏まえた情報を提供するなど、就学相談担当者への支援を充実させていきます。

ウ 就学前の早期からの保護者への情報提供

都教育委員会では、保護者が障害のある児童・生徒等本人の能力を最大限に伸長するという視点から最適な学びの場を選択することができるよう、療育施設における説明会のほか、就学相談や小・中学校の特別支援教室の概要等をまとめた発達障害教育に関するリーフレットの配布により、就学前の保護者への理解啓発を図ってきました。

今後も障害のある児童・生徒等本人と保護者、教育委員会、学校が多様な学びの場に関する共通理解を図ることができるよう、こうした取組を継続し、早期から保護者の理解啓発に取り組む必要があります。

このため、療育施設に通所する就学予定の幼児の保護者向けに説明会を実施し、保護者に対して就学相談や多様な学びの場に関する情報提供を行います。

また、幼稚園や保育所に通う就学予定の園児の保護者等を対象として、都の特別支援教育について正しく理解し、障害のある児童・生徒等本人にとって最適な学びの場を選択するための参考となる「保護者向けガイドブック」や、就学相談及び発達障害教育に関するリーフレットを引き続き配布することで、早期段階からの必要な指導・支援につながるよう、理解啓発を図っていきます。



保護者向けの「就学相談リーフレット」

エ 区市町村教育委員会と連携した円滑な就学相談の実施

区市町村教育委員会の就学相談を経て、特別支援学校へ就学することが決まった場合は

12月末までに区市町村教育委員会から都教育委員会へ該当の幼児・児童の情報を引き継ぎ、1月末までに就学する都立特別支援学校及び入学期日を保護者宛てに通知をします。区市町村教育委員会の就学相談受付件数が増加していることから、法令の示す期日に合わせて手続を進めるため、就学に向けた一連の手続をより円滑に進める必要があります。

今後、対象者の多い知的障害のある幼児について、区市町村から提出された知能検査の数値や実態把握票を集積・分析し、特別支援学校に就学する児童等の知能検査や行動観察等の結果の傾向を区市町村に示していきます。

また、都教育委員会・区市町村教育委員会・都立特別支援学校による継続した教育相談を実施する仕組みや、都立特別支援学校から小・中学校に転学したケースを分析するなどして、「学びの場」の柔軟な見直しの手立てを構築していきます。

加えて、今後はオンラインの活用などにより、都立特別支援学校への就学に関する手続の迅速化について検討していきます。

オ 東京都特別支援教育推進室による様々な支援

都教育委員会では、障害のある児童・生徒等一人ひとりの適切な就学を図るため、東京都特別支援教育推進室において、就学相談の基本的な事項や流れ等を説明した「就学相談の手引」の作成や、特別支援教育関係資料等の閲覧・貸出し、専用ホームページによる広報、区市町村における早期支援体制構築への支援といった、区市町村教育委員会の就学相談、教育相談等に資する様々な支援を実施してきました。

また、多様なニーズに即した特色ある教育活動や、生徒が伸び、育つために最適な進路を選択することができるような指導・支援への理解を深めるために、中学校の教員向けの講習会を令和6年度から実施しています。こうした場を通じて、児童・生徒や保護者に対して、適切な学びの場につなげることができるよう必要な情報を提供し、教員の専門性向上を図っていきます。

今後も障害のある児童・生徒等の増加や、区市町村教育委員会における就学相談件数の増加を踏まえ、こうした取組を継続する必要があります。

このため、「就学相談の手引」を引き続き作成するとともに、発達検査器具や指導資料、専門図書、DVD等の特別支援教育関係資料の閲覧や貸出を実施し、専用ホームページの更なる充実などにより、区市町村教育委員会における就学相談、教育相談等を支援していきます。

カ 特別支援学校の教育相談機能の充実

全ての都立特別支援学校では、その高い専門性を生かし、地域における障害のある児童・生徒等の保護者等を対象に、発達や障害の状態に応じた教育、進路等に関する教育相談⁹を実施し、相談内容に応じた適切な助言や関係機関の紹介を行うことにより、必要な支援につないでいます。

また、都立特別支援学校と、在籍している児童・生徒等の保護者が連携し、特別支援学校への入学を検討している保護者のために相談の場を設定することで、ニーズに応える情報提供の充実を図っています。

今後も全ての都立特別支援学校において教育相談を実施するとともに、特別支援学校への入学を検討している保護者が、特別支援学校での学校生活等について相談できる場を設定することで、障害のある児童・生徒等の保護者への組織的な支援を実施していきます。

② 東京都教育相談センターにおける相談の充実

都教育委員会では、発達障害に関する児童・生徒及び保護者等からの電話相談や来所相談を東京都教育相談センターで実施し、相談内容に応じた適切な助言や関係機関の紹介により必要な支援につないでいます。

また、英語、中国語及び韓国・朝鮮語の通訳を必要とする外国人児童・生徒及び保護者に対して、毎週金曜日の午後に高校等進級・進路・入学相談や教育相談を実施しています。

今後も、電話相談や来所相談について周知を図りながら、事業を継続していきます。

⁹ 教育相談は、幼児・児童・生徒の発達や障害の状態に応じて、必要な支援・援助を得るためなどに行うことも含め、様々な教育上の問題に対して、その望ましい在り方に関する相談活動のことをいう。都立特別支援学校は、就学相談が円滑に進むよう、都立特別支援学校の持つ専門性を生かし、保護者に対して就学に関することや教育内容等についての情報提供を行うなど、早期からの教育相談機能の発揮に取り組んでいる。

年次計画

取組分野	個別事業	第二次実施計画	第三次実施計画		
		令和4～6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
(1) 特別支援教育の充実に向けた学校経営力の向上	① 学校における働き方改革の推進に向けた取組	・副校長を補佐する人員配置による負担軽減事業の実施 ・時数軽減による教員負担軽減	・外部コンサルタントを活用し、各学校の状況に応じ業務改革を支援 ・副校長を補佐する人員配置による負担軽減事業の実施		
	② 特別支援学校における学校経営計画等の策定	新たな評価手法の検討	学校経営計画及び学校経営報告の分析評価		
	③ 東京都学校経営支援センターによる支援	先進事例の情報共有等による支援	先進事例の情報共有等による支援		
(2) 特別支援教育に関する多様な支援機能の充実	① 特別支援学校のセンター的機能を生かした地域等への支援				
	ア 小・中学校等への支援	・区市町村と連携した「エリア・ネットワーク」機能による小・中学校等への支援、支援ニーズの調査・分析 ・発達障害教育支援モデル事業の実施 ・都立版エリアネットワークの構築・活用 ・異校種人事ネットワークとの連携・支援	・区市町村と連携した「エリア・ネットワーク」機能による小・中学校等への支援、支援ニーズの調査・分析 ・発達障害教育支援モデル事業の検証 ・都立版エリアネットワークの構築・活用 ・異校種人事ネットワークとの連携・支援	・区市町村と連携した「エリア・ネットワーク」機能による小・中学校等への支援、支援ニーズの調査・分析 ・都立版エリアネットワークの構築・活用 ・異校種人事ネットワークとの連携・支援	
	イ 都立学校発達障害教育推進エリアネットワークの整備	都立版エリアネットワークの活用による都立高校等における発達障害教育を支える体制の構築・充実	都立版エリアネットワークの活用による都立高校等における発達障害教育を支える体制の充実		
	② 都教育委員会の指導主事等の派遣による支援	都教委訪問の実施	都教委訪問の実施		
	③ 東京都教育支援機構(T EPRO)による学校への多角的な支援	都内公立学校への多角的な支援 ・多様な外部人材を安定的に確保する機能 ・教員サポート機能 ・学校の事務集約機能	都内公立学校への多角的な支援 ・多様な外部人材を安定的に確保する機能 ・教員サポート機能 ・学校の事務集約機能		
	④ 合理的配慮の適切な提供に向けた支援				
	ア 合理的配慮の提供事例の収集及び発信	ハンドブックの周知、必要に応じてハンドブックの更新	ハンドブックの周知、必要に応じてハンドブックの更新		
	イ 小・中学校における合理的配慮の適切な提供のための環境整備	教育支援体制整備事業費補助金の活用促進	教育支援体制整備事業費補助金の活用促進		
	⑤ 発達障害教育に関する教員等への支援	・学校への心理職、指導主事等の派遣 ・相談センターと自立支援チームとの連携 ・事業の効果的な周知の実施	・学校への心理職、指導主事等の派遣 ・相談センターと自立支援チームとの連携 ・事業の効果的な周知の実施		
	⑥ 教員による特別支援教育に係る研究活動の活性化	研究推進団体への活動支援 ・研究活動に係る費用の支援 ・研究発表会への指導主事の派遣	研究推進団体への活動支援 ・研究活動に係る費用の支援 ・研究発表会への指導主事の派遣		

年次計画

取組分野	個別事業	第二次実施計画	第三次実施計画		
		令和4～6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
(3) 特別支援教育に関する就学相談及び教育相談等の機能の充実	① 就学相談の充実				
	ア 専門家チームの柔軟な活用	専門家チームによる区市町村教育委員会への助言・支援	専門家チームによる区市町村教育委員会への助言・支援		
	イ 就学相談担当者講習会の充実	就学相談担当者講習会の内容充実による専門性向上への支援	就学相談担当者講習会の内容充実による専門性向上への支援		
	ウ 就学前の早期からの保護者への情報提供	・就学前の療育施設の保護者向け説明会の開催 ・障害のある子供の教育や就学相談に関するリーフレットによる理解促進 ・発達障害に関するリーフレットによる理解促進 ・保護者向けガイドによる理解促進 ・発達障害に関するリーフレットによる理解促進	・就学前の療育施設の保護者向け説明会の開催 ・障害のある子供の教育や就学相談に関するリーフレットによる理解促進 ・発達障害に関するリーフレットによる理解促進 ・保護者向けガイドによる理解促進 ・発達障害に関するリーフレットによる理解促進		
	エ 区市町村教育委員会と連携した円滑な就学相談の実施	・区市町村教育委員会から提出された実態把握表や知能検査の数値等を集積・分析 ・区市町村教育委員会と連携した継続相談の実施	・区市町村教育委員会から提出された実態把握表や知能検査の数値等を集積・分析 ・区市町村教育委員会と連携した継続相談の実施		区市町村教育委員会から提出された実態把握表や知能検査の数値等を集積・分析の結果を提示
	オ 東京都特別支援教育推進室による様々な支援	・「就学相談の手引」の作成 ・発達検査器具等の閲覧・貸出等 ・専用ホームページの充実	・「就学相談の手引」の作成 ・発達検査器具等の閲覧・貸出等 ・専用ホームページの充実		
	カ 特別支援学校の教育相談機能の充実	保護者のニーズに応える情報提供の充実	保護者のニーズに応える情報提供の充実		
	② 東京都教育相談センターにおける相談の充実	・発達障害教育に関する相談等の実施 ・青少年リスタートプレイス事業の実施 ・思春期サポートプレイス事業の実施 ・効果的な周知方法の検討・実施	・発達障害教育に関する相談等の実施 ・青少年リスタートプレイス事業の実施 ・思春期サポートプレイス事業の実施 ・効果的な周知方法の検討・実施		

3 関係機関等との連携強化及び特別支援教育の理解促進

(1) 一貫した指導・支援の充実に向けた関係機関等との連携強化

① 就労支援(企業開拓)チームによる企業開拓

都教育委員会では、都立特別支援学校高等部に在籍する生徒の就労支援の充実に図るため、都内の5ブロック¹⁰(城東・城南・城北・多摩北部・多摩南部)において、民間企業で障害者雇用に関わるなど、障害者雇用に関する専門的な知見を持つ人材に就労支援アドバイザー¹¹を加えた「就労支援(企業開拓)チーム」を編成し、生徒の実習受入企業の拡大を進め、生徒の就労先となる企業の開拓を行ってきました。

引き続き「就労支援(企業開拓)チーム」により、生徒の実習受入企業の拡大や就労先となる企業の開拓を進め、生徒の自立と社会参加に向けた支援に取り組むとともに、このチームを活用し、都立特別支援学校の進路指導担当教員の進路指導や職業教育に関する専門性の向上を図っていきます。

また、開拓した企業情報をチーム内で共有し、いち早く学校に情報を提供することで生徒の実習につなげるなど、効果的な方策の構築を検討していきます。

② 企業向けセミナー等の開催

都立特別支援学校高等部に在籍する生徒の企業就労の拡大とインターンシップの活用を促進するため、都教育委員会では産業労働局・福祉局と共催で都内の5ブロックの都立特別支援学校において「企業向けセミナー」を毎年度開催するとともに、都の関係局や行政機関、団体等が主催する就労イベント等へ都立特別支援学校高等部の生徒が参加して実演を行うことなどにより、企業の採用担当者等の理解を促進し、生徒の企業就労の機会の拡大を図ってきました。

都教育委員会では、都立特別支援学校において企業へ就労を希望する生徒が増加している状況を踏まえ、今後も生徒の企業就労の機会の一層の拡大が必要なことから、こうした企業への理解促進の取組を継続していきます。

また、都内のブロックごとの都立特別支援学校において、障害者雇用を検討する企業向けのセミナーを開催し、インターンシップの受入事例の紹介や、作業学習等の参観を通して、生徒の

¹⁰ 都教育委員会では都内全域を五つのブロックに分け、各ブロックの就業技術科設置校5校を中心に、ブロック内の職能開発科・普通科が連携し、進路指導や職業教育の充実に図っている。

¹¹ 就労支援アドバイザーはその専門性を生かし、都立特別支援学校の進路指導担当者や東京都就労支援員とともに、生徒の実習先企業やインターンシップへの協力企業の開拓を行うほか、企業への障害者雇用に関する理解促進や、都立特別支援学校におけるキャリア教育や職業教育への支援を行っている。

企業就労の機会の拡大を図っていきます。

さらに、東京都特別支援教育推進室が産業労働局等の開催する「TOKYO障害者マッチング応援フェスタ」へ積極的に協力し、都立特別支援学校高等部の生徒が参加するビルフリーニングや喫茶接遇サービス等の実演コーナーを設けるなど、都立特別支援学校の生徒の就労に関する理解を促進していきます。

③ 民間等の活用による企業開拓

都立特別支援学校高等部に在籍する生徒の就労支援のため、「就労支援(企業開拓)チーム」に加えて、民間企業を活用して未開拓の実習先企業の発掘を行っています。民間企業が新規に開拓した企業については「就労支援(企業開拓)チーム」が企業と職場環境の調整や実習に向けた調整を図り、都立特別支援学校高等部の生徒に実習先企業として紹介を行っています。

都立特別支援学校高等部において企業への就労を希望する生徒が増加していることから、今後も実習先企業の一層の開拓が必要です。

このため、東京労働局や業界団体等との連携、民間企業を活用した企業開拓を通じ、より多くの実習先企業を発掘し、都立特別支援学校高等部に在籍する生徒へ紹介することで、職業的な自立を支援していきます。

④ 特別支援学校卒業生の職場定着支援

都立特別支援学校の進路指導担当教員は、都立特別支援学校を卒業し、就労した者の職場定着を支援するとともに、公共職業安定所(ハローワーク)や区市町村就労支援事業¹²等の地域の就労支援機関へ支援の中心的な役割を引き継ぐことで、都立特別支援学校卒業生の就労定着を促進してきました。

一方、職業教育、進路指導等の充実などにより、企業へ就労する卒業生が増加していることから、職場定着を支援する体制を強化するための「就労移行支援(職場定着)チーム」を編成しました。「就労移行支援(職場定着)チーム」では、東京都就労支援員が進路指導担当教員と連携し、都立特別支援学校卒業生の就労先企業への訪問や、地域の就労支援機関への支援の移行について、卒業生の住所地や就労先の所在地にかかわらず、全都を横断的にカバーする役割を果たしています。

¹² 障害者の就労を支援するとともに、障害者が安心して働き続けられるよう、身近な地域である区市町村ごとに就労面と生活面の支援を一体に提供している。

今後は、進路指導担当教員向けの研修会を実施するなど機能の充実を図るとともに、「就労支援(企業開拓)チーム」と連携しながら、都立特別支援学校卒業生の教育から就労への円滑な移行を促進することで、生徒の実習先企業の拡大から職場定着までを一体的に支援していきます。

(2) 共生社会の実現に向けた特別支援教育の理解促進

① 特別支援学校の授業公開や公開講座等の実施を通じた理解促進

ア 特別支援学校の特色ある取組による地域の理解促進

特別支援学校の学習指導要領では、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという理念の実現を、社会との連携や協働により図っていくことが示されています。

これまで都立特別支援学校では、様々な特色ある取組により地域との交流を図り、特別支援学校への理解促進に取り組んできました。

今後も、都立特別支援学校が所在する地域の状況を踏まえ、生徒が授業で製造したお菓子や製品等の販売、喫茶店やレストランの運営、地域の清掃活動など、様々な特色ある取組により地域との交流を図り、都立特別支援学校に対する理解を促進していきます。

イ 特別支援学校における積極的な授業公開

保護者や都民に対し、特別支援教育や都立特別支援学校の教育活動に関する理解促進を図り、開かれた学校づくりを推進するため、都立特別支援学校において積極的な授業公開を行っています。各校では、ホームページやSNS等に研究会や授業公開の日程を掲載するなど、様々な形で情報発信を行うとともに、動画やオンラインによる研究発表紹介等も行っています。

今後も、より多くの人々から都立特別支援学校での指導について理解を得ることができるよう、各校における積極的な授業公開を推進していきます。

ウ 特別支援学校における公開講座の実施

都立特別支援学校では、障害のある人々の豊かな地域生活と社会参加を促進するため、公開講座として、障害のある人々がレクリエーションやスポーツなどで共に活動する「障害者本人講座」や、障害のある人々への理解と交流を深めることを目的とする「ボランティア養成講座」を実施し、都立特別支援学校が持つ教育機能を地域に向けて提供しています。共生社会の実現に向けて、今後も公開講座を実施していきます。

② 学校と地域とのつながりの強化

ア 特別支援学校と地域との関係強化

共生社会の実現に向けては、特別支援学校が中心となって、地域の人々との交流を一層深めていくことが重要であるため、都立特別支援学校において地域の福祉避難所開設を想定した防災訓練や、地域の高齢者施設等との交流、地域の幼稚園や小・中学校及び都立高校等と障害者スポーツ等を通じた交流などに取り組んでいます。特別支援学校の児童・生徒が、高齢者に合わせた交流内容を考えたり、小・中学生に障害者スポーツのルールを教えたりするなど、学校で得た学びを生かしながら地域に貢献できるような取組を工夫しています。

今後もこのような交流を継続し、都立特別支援学校の児童・生徒等や教職員と地域の人々が顔と顔が分かる関係になり、相互に支援し合っていくための関係づくりを促していきます。

イ 特別支援学校における放課後子供教室の支援

都教育委員会では、障害のある児童・生徒の放課後等における安全・安心な居場所づくりと、障害のある児童・生徒が心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するため、平成22年度から都立特別支援学校における放課後子供教室事業を実施しています。

今後も都立特別支援学校の児童・生徒の放課後等における豊かな体験や交流活動の場の確保のため、放課後子供教室の支援を行っていく必要があります。

このため、放課後子供教室の運営主体である保護者等を中心とした団体と都立特別支援学校が連携し、地域の住民や退職教員、NPO、企業等の協力を得て、土日や長期休業中等における様々な体験・交流活動を推進していきます。

また、各校の特色ある活動を全実施校に情報提供するとともに、運営団体間で情報交換ができる機会を設定するなどして、活動の支援を行っていきます。

ウ 特別支援学校と放課後等デイサービス事業所との連携

都立特別支援学校に在籍する児童・生徒の一部は、授業の終了後に放課後等デイサービスを利用しています。都立特別支援学校は、放課後等デイサービス事業所との間で、年間計画や行事予定等の交換、下校時刻の確認、引継ぎの項目などの情報を共有したり、送迎時の対応、下校時のトラブルや医療的ケア児等の病気・事故の際の連絡体制について事前に

調整したりするなど、日頃から、放課後等デイサービス事業所と連携した取組を行っています。

また、保護者の同意を前提として、放課後等デイサービス計画の情報提供を受けるとともに、個別の教育支援計画等の提供を行うなど、校内・校外を問わず、児童・生徒が安全に安心して過ごせるよう連携しています。

今後も、「放課後等デイサービスガイドライン」¹³に記載されている「学校等との連携」の内容等を踏まえながら、都立特別支援学校と放課後等デイサービス事業所との連携を図っていきます。

③ 特別支援学校等卒業後の学びの充実

障害のある生徒が特別支援学校等を卒業した後の学びの場は、相対的に少ない現状があります。しかし、障害のある人と障害のない人が共に学ぶ場を作るとは、インクルーシブ社会を作るために重要です。

そこで、都教育委員会は、「インクルーシブな学び東京コンソーシアム」¹⁴参加団体のノウハウ等を生かし、特別支援学校等を卒業した障害のある人と大学生等が交流し、共に学ぶことができる新たな学びの場をつくります。この学びに参加し、相互理解を深めることで、お互いに支え合いながら社会生活を営んでいくことの意義を理解する取組を実施します。

また、都立特別支援学校においては、卒業後の自立と社会参加の実現に向け、生徒の進路の希望を踏まえながら、生徒の実態に応じた就労や職業に関する指導を充実させています。しかし、特別支援学校を卒業後も学び続けることを希望する生徒もいるなど、生徒の進路に対するニーズは様々であることが考えられます。そのため、生徒一人ひとりの適性や意向に応じた進路選択が更に充実するよう、都立特別支援学校の生徒の卒業後の進路に関する調査を実施します。

④ 「インクルーシブな学び」プログラム事業の実施

都では、東京で働き、暮らす誰もが共に交流し、支え合う「インクルーシブシティ東京」の実現を目指しており、そのためには、障害のある人と障害のない人が共に学び、共に生きるインクル

¹³ 放課後等デイサービスについて、障害のある子供やその家族に対して質の高い支援を提供するため、放課後等デイサービスにおける支援の内容や運営及びこれに関連する事項を定めるものであり、令和6年7月に最新版がこども家庭庁より発行されている。

¹⁴ 都教育委員会が企業やNPO等の交流、情報交換の場を提供することで、障害のある人々の生涯にわたる学びを支援するとともに、障害のある人もない人も共に学べる環境づくりに向けた取組を展開し、互いの個性を認め合い、多様性を尊重しながら支えあえるインクルーシブシティの実現を目指すために設立した。

ーシブな社会の担い手を育成する必要があります。

そこで、本プログラム事業では、都立高校生が、社会にある様々なバリアを体験的に理解し、多様性を認め合える共生社会づくりの必要性を理解することを目的に、実際に障害のある人等と関わり、当事者の生活や思いについて触れることができる機会を提供します。

さらに、特別支援学校に通う生徒は、学校卒業後に生涯学習に取り組む機会が少なく、また、学びの機会があることについてもあまり知られていない現状があります。このため、卒業後も生涯を通じて人々の心のつながりや相互に理解し合う機会が得られるよう、生徒が学校に通っている段階から、インクルーシブなアート、スポーツ系プログラムなどを障害のある人やボランティア等と体験するなど、社会における多様な学習活動に触れる機会を提供します。

⑤ 都民の理解の促進

共生社会の実現に向けては、今後、より多くの人々の特別支援教育に関する理解を促進していく必要があります。都教育委員会ではこれまで、毎年11月の第1土曜日を「東京都教育の日」として、都立特別支援学校の学校公開や文化祭の開催等により、特別支援教育の理解促進に取り組んできました。

また、特別支援教育への理解を促進するため、平成31年3月にリーフレット「一人ひとりのニーズに応じた教育」を発行するとともに、「東京都特別支援学校アートプロジェクト展」を開催し、インターネット上でも展示した作品を掲載するなど、広く情報を発信してきました。

今後も、より多くの人々の理解を促進していくため、特別支援教育の充実に向けた取組や成果等の情報について、都教育委員会のホームページへの掲載やSNS等を通じた広報活動、都営地下鉄車内のデジタルサイネージを活用した広報等を実施していきます。

年次計画

取組分野	個別事業	第二次実施計画	第三次実施計画		
		令和4～6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
(1) 一貫した指導・支援の充実に向けた関係機関等との連携強化	① 就労支援(企業開拓)チームによる企業開拓	実習受入企業や就労先企業の開拓	実習受入企業や就労先企業の開拓		
	② 企業向けセミナー等の開催	・企業向けセミナーの開催 ・他団体等が主催する就労イベントへの参加	・企業向けセミナーの開催 ・他団体等が主催する就労イベントへの参加		
	③ 民間等の活用による企業開拓	・生徒の実習先の開拓・確保 ・東京労働局等との連携による実習先の確保	・生徒の実習先の開拓・確保 ・東京労働局等との連携による実習先の確保		
	④ 特別支援学校卒業生の職場定着支援	就労移行支援(職場定着)チームによる職場定着支援	就労移行支援(職場定着)チームによる職場定着支援		
(2) 共生社会の実現に向けた特別支援教育の理解促進	① 特別支援学校の授業公開や公開講座等の実施を通じた理解促進				
	ア 特別支援学校の特色ある取組による地域の理解促進	・作業製品の販売や学校が運営するレストランなどにおいて、地域との交流・理解を促進	・作業製品の販売や学校が運営するレストランなどにおいて、地域との交流・理解を促進		
	イ 特別支援学校における積極的な授業公開	・様々な情報発信を行った上で、全校で積極的な授業公開を実施 ・動画やオンラインによる授業公開の検討・実施	・様々な情報発信を行うとともに、動画やオンラインによる研究発表等の実施 ・特別支援学校の指導への理解促進に向けた積極的な授業公開の推進		
	ウ 特別支援学校における公開講座の実施	障害者本人講座、ボランティア養成講座の実施	障害者本人講座、ボランティア養成講座の実施		
	② 学校と地域とのつながりの強化				
	ア 特別支援学校と地域との関係強化	「夏祭り」などの交流の機会を活用した関係強化	地域の高齢者施設等との交流や、地域の学校等との交流を通じて、相互に支援し合っていくための関係づくりを促進		
	イ 特別支援学校における放課後子供教室の支援	運営団体相互の連携による放課後子供教室の支援	運営団体相互の連携による放課後子供教室の支援		
	ウ 特別支援学校と放課後等デイサービス事業所との連携	放課後等デイサービス事業所等と連携した取組の実施	放課後等デイサービス事業所等と連携した取組の実施		
	③ 特別支援学校等卒業後の学びの充実	(新規事業)	・学校卒業後の障害者の学びの場づくり ・特別支援学校卒業後の進路に関する調査研究	・学校卒業後の障害者の学びの場づくり	
	④ 「インクルーシブな学び」プログラム事業の実施	(新規事業) 都立高校生が、共生社会づくりの必要性を理解できるようにするプログラムを令和6年度から実施	都立特別支援学校に対象を拡大し、都立高校生は、共生社会づくりの必要性を理解でき、都立特別支援学校生は、心のつながりや相互に理解し合う機会を得るためのプログラムを実施	都立高校生は、共生社会づくりの必要性を理解でき、都立特別支援学校生は、心のつながりや相互に理解し合う機会を得るためのプログラムを実施	
	⑤ 都民の理解の促進	・デジタルを活用した理解促進の実施 ・新たな方策の検討 ・ホームページ等の活用による情報発信	・様々な媒体を活用した理解促進 ・新たな方策の検討・実施 ・ホームページ等の活用による情報発信		

